

地域の特色ある産地形成を推進

食料安全保障の確保にあたっては農地の活用が重要である。農林水産省は水田の畑地化やブロックローテーションの支援などの施策を整え、農地活用を促している。また、地域が作成する「水田収益力強化ビジョン」を基に、特色ある産地づくりを後押しする。

主食用米の国内需要は減少傾向

わが国の主食用米の需要は、近年、毎年10万ト程度減少しており(図1)、農地を有効に活用する観点から、「需要に応じた生産」を推進していくことが重要です。

農林水産省では、米についてきめ細やかな需給情報の提供とともに、需要のある畑作物などへの転換に係る取り組みへの支援、輸出や米粉といった新たな米の需要の開拓を進めています。本稿では、わが国の米をめぐる状況と水田農業に関連する施策を紹介します。

日本人の主食である米の需要量は減少傾向にあります。農林水産省で毎年策定する「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」では、2022/23年の主食用米等需要実績は

691万ト(速報値)となっておりますが、20年前の02/03年の需要実績(895万ト)と比較すると、約200万トも減少しています。また、国民1人当たりの消費量についても、22/23年は55・3^キであり、02/03年の70・2^キと比べ、約15^ロ減少しています。

米政策については、18年産から国による生産数量目標の配分を廃止し、主食用米の需要が毎年減少するなかで、国内の消費拡大や輸出拡大の取り組みを進めつつ、農業者や産地が主食用米の需給動向などを踏まえ、みずからの経営判断により「需要に応じた生産・販売」を着実に推進していくことを基本としています。米の価格は市場で決まるものであり、供給が需要を上回れば価格は下落することとなります。このため、各産地などにおいて、実需者との繋がりを強化



農林水産省 農産局 企画課 水田農業対策室長

梅下 幸弘 UMESHITA Yukihiko

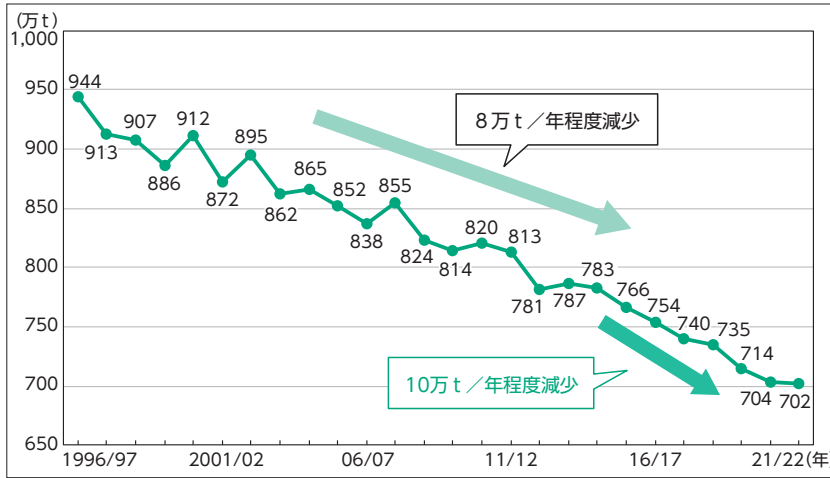
うめした ゆきひろ
1975年和歌山県出身。98年農林水産省入省。
大臣官房政策課課長補佐、経営局保険課農業経営収入保険室長などを経て、2023年7月から現職。

したり、地域の米の在庫状況や価格動向などを把握したりするなどして、需要に応じた生産をおこなうことが重要です。

農林水産省では、みずから販路を開拓する農業者や産地の意思決定に資するよう、米の需給見通しや、産地ごとの在庫状況、価格変動など、需給動向に関するきめ細やかな情報を「米に関するマンスリーレポート」として毎月公表しています。

また、安定的な取引のためには実需と結びついた事前契約や播種前契約などの取り組みを進めることも大切です。これらの取り組みを進めるため、農林水産省では、生産者、実需者、米卸、学識経験者などを委員とする「米取引の事前契約研究会」を開催し、需要に応じた生産・販売に向けて効果のある事前契約の内容などについて

図1 主食用米の需要量の推移



資料：農林水産省

研究・検討するとともに、事前契約のメリットなどの普及・啓発などにも取り組んでいます。近年において、世界的な人口増加や気候変動の影響に伴う生産の不安定化などにより食料の調達競争が激化し、必要な食料をいつでも安定的に調達できるとは限らない状況が顕在化してきているなど、食料安全保障上のリスクが高まっています。

このようななか、わが国の限られた農地を有効に活用し、食料自給率・自給力の向上を図るためには、水田において、主食用米から麦や大豆

図2 水田活用の直接支払交付金及び関連対策(2023年産)

水田機能を維持	<ul style="list-style-type: none"> • 戦略作物助成 麦・大豆・飼料作物に3.5万円/10a、WCS用稲に8.0万円/10a、加工用米に2.0万円/10a、飼料用米・米粉用米に収量に応じて5.5万円～10.5万円/10aを交付 • 産地交付金 • 都道府県連携型助成
畑地化	<ul style="list-style-type: none"> • 畑地化促進助成 • 畑地化促進事業 <p>併せて実施 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化などに向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金などを支援</p>

資料：農林水産省

などの海外からの輸入に依存している品目への転換や、米粉用米や輸出用米などの米の新たな需要を開拓する取り組み、さらには加工・業務用野菜などの高収益作物の作付けなどの取り組みを進めることも重要であり、主食用米の需要が毎年減少するなかで水田を活用して麦、大豆などの需要のある作物への作付転換が進められています。

引き続き、これらの課題に対応するため、農林水産省ではさまざまな施策を措置しているところと

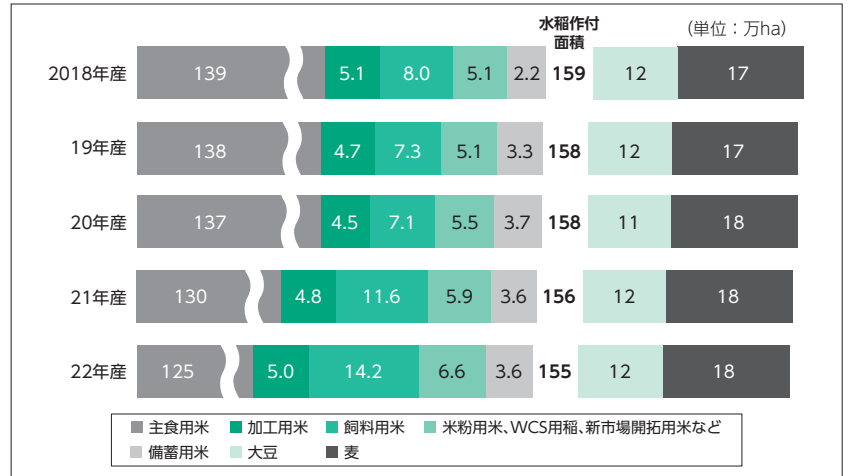
水田を活用した生産の支援

主食用米からの作付転換を推進するための中心となる施策として「水田活用の直接支払交付金を措置しています(図2)」。この交付金には、「戦略作物助成」「産地交付金」などのメニューがあり、これらにより、主食用米から麦・大豆などの戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特徴ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取り組みを支援しています。

「戦略作物助成」は、水田を活用して、自給率向上への寄与が大きい戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲(ホールクロップサイレージ用稲)、加工用米、飼料用米、米粉用米)を生産する農業者に対して、主食用米を作った場合と同程度の所得が得られるよう、作物に応じた金額を直接交付するものです。この支援は、作付面積の実績に応じて交付することが基本ですが、飼料用米及び米粉用米については、生産物の販売価格が低いなかで、生産性向上のインセンティブになるよう収量に応じた単価としています。

このうち、飼料用米については、作付面積が2021年産から22年産にかけて2・6万鈔拡大し、過去最高の14・2万鈔となり、20年産と比べて倍増しています(図3)。生産量についても22年産で既に「食料・農業・農村基本計画」における30年度の生産努力目標である70万トを大きく上回り、約80万トに達しています。他方、一般品種と比べ子実の収量が多い多収品種の取り組みの拡大は、2・6万鈔の拡大のうち0・6万鈔

図3 水田の利用状況の推移



資料：農林水産省

に止まっています。

こうしたなかで飼料用米については、多収品種で、限られた面積の中でより多くの収量を上げるとともに、一般品種は需給状況次第で主食用米に戻りやすく、実需者への安定供給に影響が及ぶなどの課題があることから、多収品種の種子の確保が見込める24年産から26年産にかけて一般品種に対する支援水準を段階的に引き下げることとし、多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を図っていく考えです。

「産地交付金」は、「水田収益力強化ビジョン」

に基づく、地域の特徴をいかした魅力的な産地づくりに向けた取り組みを支援するものです。この「水田収益力強化ビジョン」は、地域の特徴のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるもので、地域の水田における作物ごとの取り組み方針・作付予定面積、高収益作物の導入などによる収益力強化に向けた取り組み方針、産地交付金の活用方法などを内容としています。

この「水田収益力強化ビジョン」に基づき、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成対象とする作物や取り組み、単価などの助成内容を設定し、その設定された助成内容に応じて国が農業者に対して交付金を直接交付しています。

また、資金枠の配分については、年度当初にこなう配分のほか、当年産のそば、なたね、新市場開拓用米（輸出用などの内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米穀）、地力増進作物の作付けや、新市場開拓用米の複数年契約の取り組みに応じた追加配分をおこなっています。これにより、地域で振興したい戦略作物以外の作物や新市場開拓用米などへの転換を支援しています。

各産地においては、「水田収益力強化ビジョン」の作成にあたって、全国の需給見通しやみずからの産地の販売戦略、前年の課題などを踏まえて、当年の作付計画を立てていただくとともに、5～10年後に、産地としてどのような水田の利用をめざすのか、中長期的な将来像を明確にして地域で共有し、各農業者が主体的にみずか

らの作付計画を判断し、需要に応じた生産を進め、地域の特徴ある産地づくりに向けた取り組みを推進していただきたいと考えています。

これら水田活用の直接支払交付金については、その交付対象となる農地は水を張る機能を有している「水田」であることが前提です。21年に「たん水設備及び用水供給設備を有しない農地」は、交付対象外とする。という従来からの方針を再徹底するとともに、畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆などの畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から、「今後5年間に一度も水張りがおこなわれない農地は交付の対象としない」という方針を決定しました。

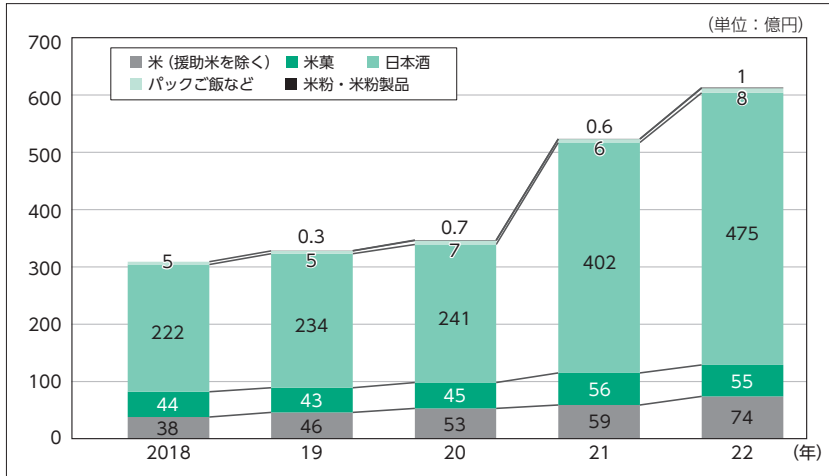
なお、この「水張り」の定義については、「水稲作付けによることを基本」としつつ、「たん水管理を1カ月以上おこない、かつ、連作障害による収量低下が発生していない場合には、水張りをおこなったものとみなす」としています。

水田から畑地への転換

畑作物が連続して作付けされている水田については、畑地化して畑作物の本作化を推進していただくため、水田活用の直接支払交付金の「畑地化促進助成」及び2022年度第2次補正予算「畑地化促進事業」により、水田の畑地化と畑地化後の畑作物の定着などを支援しています。

具体的には、「畑地化支援」により、畑地化の取り組みをおこなう場合に、その取り組み面積に応じて、取り組み年度に交付金を交付すること

図4 米・米加工品の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く）

と併せて、畑地化した農地での畑作物生産を定着させるための「定着促進支援」により、畑作物の作付面積に応じて5年間にわたって定着支援をおこないます。また、「産地づくり体制構築等支援」により、畑作物の産地づくりに取り組み地域を対象に、畑地化やブロックローテーションの体制構築などのための調整に要する経費の支援や、畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の畑地化協力金や地区除外決済金などを支援します。

産地においては、水田機能を維持して産地化するのか、または畑地として産地化するかを検討していただきたいと考えます。農林水産省としては、「需要に応じた生産」とともに、農家所得の向上という観点から、いずれの産地の取り組みも後押ししていく考えです。

新たな米の需要の開拓

「需要に応じた米生産」を進めるうえで、新たな米の需要の開拓も重要です。

2020年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において農林水産物・食品の輸出目標を5兆円(2030年)としています。

米については、22年の輸出額は74億円で、目標策定当時の19年の46億円から拡大してきています(図4)。

さらに、20年に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」を重点品目の一つとして選定し、

- ① 25年の輸出額目標を125億円
- ② ターゲット国・地域を香港・アメリカ・中国・シンガポール

と設定したうえで、各国・地域の輸出目標額及び達成に向けた課題・方策について整理しました。

この目標の達成に向けて、22年12月に輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出促進団体の認定を受けた全米輸(一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会)による輸出先国・地域の市場調査、輸出事業者も含めた販路開拓

プロモーションなどの取り組みを進めているところ。また、昨今の食料安全保障への意識の高まりを受け、輸入依存度の高い麦の代替品としての米粉用米への関心も高まりを見せています。農林水産省としては、実需に基づく米粉用米の生産がおこなわれるよう、消費者が好む商品の開発の支援と併せて、米粉用米の生産を進めることが重要と考えています。

このため、22年度補正予算「米粉の利用拡大支援対策事業」などにより、米粉の特徴を生かした新商品開発や、米粉パン・麺などの製造機械の導入、米粉の製造に適した製粉施設の導入などを集中的に支援しています。加えて、生産面においては、パンや麺の製品適性の高い品種への誘導を進めるため、23年産から「コメ新市場開拓等促進事業」により、米粉の専用品種の導入を支援しており、生産から製粉・製造を通して、米粉の需要拡大に向けた取り組みを進めているところです。

このように農林水産省では、需要減少が見られる主食用米から、自給率向上への寄与が大きい戦略作物や地域で生産振興している高収益作物への作付転換、輸入依存度の高い畑作物の本作化に向けた水田からの畑地化支援、輸出や米粉などの新たな米の需要開拓などへの支援をおこなっています。各産地においては、「水田収益力強化ビジョン」の作成などにあたって、どのような産地をめざすのかを関係者で検討・共有することで、魅力ある産地形成を図っていただきたいと考えています。